

保医発第0731004号

平成18年7月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書の記載要領等について」の改正について」の
一部改正について

今般、老人保健法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、「診療報酬請求書の記載要領等について」の改正について」（平成18年3月30日保医発第0330006号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

- 1 別紙1の「第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(15) 「特記事項」欄について」の表に次のように加える。

コード	略号	内 容
15	経過	「 <u>公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、老人保健法第28条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)</u> であつて、平成18年8月から平成20年7月(老人保健法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が2割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合」

- 2 別紙1の「第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35) 「療養の給付」欄について」の「ウ」の「(エ)及び「(カ)」を次のように改める。

- (エ) 健康保険法施行令第42条第2項第4号、国民健康保険法施行令第29条の3第3項第4号に掲げる者又は老人保健法施行令第15条第1項第4号及び同令附則第3条第5項に掲げる者の場合は、入院分にあつては、「I」の字句を○で囲むこととし、入院外分にあつては、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限り、「摘要」欄に、「低所得I」と記載すること。
- (カ) 健康保険法施行令第42条第2項第3号及び同令附則第2条第7項に掲げる者、国民健康保険法施行令第29条の3第3項第3号及び同令附則第2条第8項に掲げる者又は老人保健法施行令第15条第1項第3号及び同令附則第2条第5項に掲げる者の場合は、入院分にあつては、「II」の字句を○で囲むこととし、入院外分にあつては、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限り、「摘要」欄に、「低所得II」と記載すること。